	建物（12施設）（一般管理用固定資産）	愛知県尾張旭市	98,301,236	0
	土地（２施設）（一般管理用固定資産）	愛知県尾張旭市	625,224,600	0

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

減損額は、損益計算書に計上しておりません。

減損の認識に至った経緯等

①事業用地、②導水施設、③湖沼施設、④観測局舎及び⑤機械設備は、事業の中止又は施設の用途廃止等により将来の使用見込みがなくなったことから減損を認識しております。

⑥ダム施設については、丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止の認可を受けたことから、ダム事業に不要となる支出額を確定し、減損を認識しております。

⑦宿舎については、その全部又は一部につき、使用しない決定を行ったことから、減損を認識しております。

回収可能サービス価額

回収可能サービス価額は、正味売却価額を使用しており、算定方法等は次のとおりです。建物及び建設仮勘定については不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額などを用いて算定しております。土地については不動産鑑定評価額又は地価公示価格などを用いて算定しております。構築物及び機械装置については備忘価額としております。

２）減損の兆候

該当ありません。

⑵　金融商品の時価等

１）金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金並びに国債、地方債及び地方公共団体金融機構債に限定し、財政融資資金及び水資源債券の発行により資金を調達しております。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債及び地方公共団体金融機構債を保有しており、全て満期保有目的債券であります。

割賦元金は、借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合に、当該借入金及びその支払利息が負担者の負担に帰すべきものとして確定した金額であり、未回収分を債権として計上しております。

借入金等の使途は一時的な資金不足への対応及び事業用固定資産の建設資金であり、主務大臣の認可を受け、資金調達を行っています。

２）金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①有価証券及び投資有価証券	29,217,544,641	29,507,155,400	289,610,759
②割賦元金	402,837,408,291	459,301,071,231	56,463,662,940
③水資源債券	(16,000,000,000)	(16,005,600,000)	(5,600,000)
④長期借入金	(351,233,655,012)	(385,004,110,539)	(33,770,455,527)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

割賦元金は流動資産に計上されているものを含み、水資源債券及び長期借入金は流動負債に計上されているものを含んでおります。

金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

①有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

②割賦元金

割賦元金の時価については、その将来キャッシュフローを国債利回りで割り引いて算定する方法によっております。

当期償還を開始する事業に係る分（貸借対照表計上額627,785,822円）については、負担者との協議及び主務大臣の認可未了のため、将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「②割賦元金」には含めておりません。

③水資源債券

当機構の発行する水資源債券の時価については、市場価格によっております。

④長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　賃貸等不動産の時価等

当機構は、将来の使用見込みがなく遊休状態である土地、建物等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,606,791,062	1,856,555,011	3,463,346,073	3,545,366,546

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期増減額は、次のとおりであります。

遊休状態となった不動産の追加による増加　4,753,341,420円

減価償却等による減少　2,896,786,409円

（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

⑷　資産除去債務

当機構は、石綿含有吹き付け材を使用した事業用建物を有しております。これらについては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であり、囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続し、解体を行う予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。